

## 災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書

(以下「甲」という。)と公益社団法人日本非常食推進機構(以下「乙」という。)は、乙が保有並びに管理する災害対策用備蓄物資(以下「備蓄物資」という。)を有効に活用するため、相互に協力するものとし、その内容について覚書を取り交わす。

### (目的)

第1条 この覚書は、甲が実施又は支援する防災啓発活動、生活困窮者支援活動、地域福祉活動等に乙が備蓄物資を譲渡することにより、地域防災力、地域福祉活動等の向上を図るとともに、備蓄物資を有効に活用することを目的とする。

### (備蓄物資の活用)

第2条 甲は、備蓄物資を譲り受ける時期及び量について乙と協議し、双方合意の上、乙が甲に当該備蓄物資を譲渡し、甲はそれを第5条に規定する事業に活用できるものとする。

2 甲は、譲り受けた備蓄物資の活用にあたっては、有効性及び効率性に配慮するものとする。

### (無償譲渡)

第3条 乙は、甲に備蓄物資を無償で譲渡するものとする。

2 甲は、譲り受けた備蓄物資を転売又は金銭その他の有価物と交換してはならず、乙に対しその旨を誓約するものとする。ただし、乙が書面により承諾したときはこの限りではない。

3 甲は、譲り受けた備蓄物資を政治的宗教的活動に使用してはならない。ただし、乙が書面により承諾したときはこの限りではない。

4 甲は、譲り受けた備蓄物資を乙に返品または廃棄することはできないものとする。ただし第7条第2項、第3項に規定する事故等が発生したとき、または甲乙間で特別の定めを行った場合はこの限りではない。

### (備蓄物資の譲渡場所等)

第4条 備蓄物資の譲渡は、甲の指定する場所で行い、当該譲渡に係る運搬費その他の譲渡に係る経費については、乙の負担で行うものとする。ただし、甲乙間で特別の定めを行った場合はこの限りではない。

### (対象事業)

第5条 甲は、乙から譲り受けた備蓄物資を次の事業に活用することができる。

(1) 甲が実施又は支援する防災啓発活動

- (2) 甲が実施又は支援する生活困窮者支援活動
- (3) 甲が実施又は支援する地域福祉活動等
- (4) 前各号に定めるほか、乙が認める甲の活動又は活動支援

(備蓄物資の受領等)

第6条 甲は、備蓄物資を活用するにあたり、「申請書」及び「受領確認」を、乙に示すものとする。

(備蓄物資譲渡後の対応)

第7条 乙は、甲に譲渡した備蓄物資について、消費期限又は賞味期限が到来する日までは、その品質について保証する。ただし、甲に譲渡した備蓄物資について、甲が、品質が保持されるように適切に維持管理しなかったときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が甲に備蓄物資を譲渡する前の原因により事故が発生したときは、乙の責任とし、譲渡した後は甲の責任とする。

3 乙が甲に譲渡した備蓄物資が原因として事故が発生したときは、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明、事後の対応、再発防止等について、甲乙で協議し、その解決にあたるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に規定する条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙で協議の上、定めるものとする。

(覚書期間)

第9条 この覚書の期間は、覚書締結の日から20 年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも解除等の申し出がないときは、さらに1年間覚書を継続することとし、その後も同様とする。

甲及び乙は、この本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

三重県四日市市浮橋一丁目4番地3  
公益社団法人日本非常食推進機構

理事長 古谷 賢治